

平成 29 年度 利用料（保育料）についてのお知らせ

- (1) 利用料は、支給認定保護者とその配偶者（収入が生活保護基準に満たない場合は、同居の祖父母等を含む）の市民税額等によって横浜市が設定した負担区分等に応じて決定します。支給認定区分(1~3号)、保育必要量(標準時間・短時間)、負担区分(A~D27)、きょうだい区分(第1~3子)は、通知書をご確認ください。

平成 29 年度の利用料は、市会の議決その他の手続を経て正式に確定する内容ですので、変更となる場合があります。利用料は市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。調整控除以外の税額控除は適用されません。

利用料算定の基礎とする期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

8 月分までは 28 年度の市民税額を基に、9 月分以降は 29 年度の市民税額を基に利用料を決定します。また、市民税額やきょうだい区分の変更に伴い、利用料が変更になる場合があります。

途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた利用料となります。

支給認定（保育必要量等）の変更は、原則、変更申請日の翌月 1 日からの適用となります。

3 号認定については、利用する施設・事業により利用料が異なります。

3 号認定の方が、年度途中で 3 歳の誕生日を迎え、2 号認定となっても、その年度中は 3 号の利用料を適用します。

延長保育料は利用料には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。

- (2) きょうだい区分(第1~3子)の数は、支給認定区分(1~3号)と負担区分(A~D27)によって変わります。

<1号：D6~D27 / 2・3号：D5~D27 の場合>（従来の数え方）

1号認定は小学校 1~3 年生と特定の施設・事業()に在籍している就学前児童の中で、2・3号認定は特定の施設・事業()に在籍している就学前児童の中で、年齢の高い順に第 1~3 子(第 3 子以降は第 3 子)と数えます。

「特定の施設・事業」 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（いずれも、子ども・子育て支援新制度対象の施設・事業に限る。）

横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、新制度に移行していない幼稚園(学校教育法第 1 条)、

を利用されるお子さんの兄弟が、 をご利用されている場合は、区に「きょうだい児多子軽減届出書」の提出が必要です。また、上のお子さんの退園など、きょうだい区分が変わる場合にも、区に届出が必要です。

<1号：A~D5、E0~E5 / 2・3号：A~D4、E0~E5 の場合>（国の軽減措置の特例の対象の場合の数え方）

保護者と生計が同一の子等()であれば、年齢、利用施設等にかかわらず、年齢の高い順に第 1~3 子と数えます。

「保護者と生計が同一の子等」とは、同一世帯の子以外でも、両親を亡くした子どもを祖父母が保護者として監護している孫等や監護していた子どもが成人した場合、別居でも常に生活費等を送金して税法上の扶養親族となる子等を含みます。(上のお子さんが計算対象となっていない場合には、区こども家庭支援課にお問合せください。)

原則として「きょうだい児多子軽減届出書（軽減措置拡充対象世帯用）」等の提出が必要です。(支給認定申請書等から判断して適用する場合があります。)。上のお子さんの独立など、きょうだい区分が変わる場合にも、区に届出が必要です。

- (3) 負担区分 B1、E0~5 における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります。）身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（在宅の場合に限る。）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、負担区分が B2 B1、C E0、D1~5 E1~5 になります。

- (4) 里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の利用料は、各区こども家庭支援課へお問合せください。

- (5) 保育所は、原則、口座振替で横浜市に利用料をお支払いいただきます。保育所以外の施設・事業は、直接各施設・事業にお支払いいただきます。ただし、他市町村の公立施設(保育所等)は、他市町村にお支払いいただきます。

- (6) 世帯の負担能力に著しい変動が生じ利用料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場合は利用料が軽減されることがあります（育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません）。

- (7) 26 年度まで実施していた旧年少扶養控除に係る再算定は行いませんが、26 年度からの同一施設・事業の継続利用者については、経過措置として、旧年少扶養控除相当額を加味して再計算をします。対象は保護者 1 人につき、3 人以上の年少扶養控除相当がある世帯です。そのため、きょうだいで利用料負担区分が異なる場合があります。

- (8) 生活保護世帯（利用料負担区分 A 階層）を対象に、利用料以外にご負担いただく遠交代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度があります。施設等にお支払いいただく金額から、市が負担する 給食費(1号認定のみ)月額上限 4,500 円、教材費・行事費等(1~3号認定)月額上限 2,500 円を差し引いた金額が保護者にご負担いただく金額となります。詳しくは、利用される施設・事業にご相談ください。

- (9) 世帯構成の変更(婚姻、離婚、単身赴任の開始・終了、家計の主宰者の変更(1)等)、退園(2)、きょうだい児の入園・退園等、市民税額の変更(市外で課税されている方)の際は、必ず区に届け出てください。利用料が変更になる場合があります。

- 1 祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合で、父母の月収が生活保護基準を超える場合等に届け出てください。
- 2 施設・事業の退園は、事前に施設・事業と区に届け出てください。届出が遅れると届出日までの利用料がかかる場合があります。

婚姻歴のないひとり親家庭の場合には利用料（保育料）が軽減される場合があります

母又は父が、一度も婚姻したことがないひとり親であり、20 歳未満の生計を同じくする（他の人の税法上の扶養でない）子がいる、父の場合は合計所得金額 500 万円以下など、一定の条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により、利用料が軽減されることがあります。事前に手続が必要です。詳しくは、各区こども家庭支援課にお問合せください。

お問合せ

利用料に関することは、施設・事業がある区(施設・事業が決まる前は申請書を提出した区)のこども家庭支援課にお問合せください。